

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費支給要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号)の別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」(以下、「国要綱」という。)に基づき、大阪市立幼稚園(以下、「幼稚園」という。)において実施する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下、「法」という。)第59条第3項に規定する事業にかかる給付費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 園児 幼稚園に在籍する法第19条第1項第1号又は第2号に規定する子ども
- (2) 保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者

(支給対象者)

第3条 給付費は大阪市に住所を有する園児の保護者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯(以下、「被保護世帯等」という。)に属する者又はその他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める保護者に対し支給するものとする。

(支給対象費用及び対象期間)

第4条 支給対象となる費用(以下、「対象費用」という。)は、園児が幼稚園において特定教育・保育を受けた場合に当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用とする。

- 2 前項の費用の対象期間は、前条に定める被保護世帯等である期間のうち、当該年度の幼稚園に在籍している日の属する月の初日から当該年度の末日までとする。ただし、年度途中で退園する場合は退園日の属する月の末日までとする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第9条の規定により認定を取り消された日が月の初日である場合の対象期間は、認定を取り消された日の属する月の前月の末日までとし、認定を取り消された日が月の途中である場合の対象期間は、認定を取り消された日の属する月の末日までとする。

(支給金額)

第5条 給付費の支給上限額は園児1人あたり月額2,800円とする。ただし、当該年度において対象期間が1月を超える場合には、月額にその月数を乗じた金額とする。

- 2 給付費の支給金額は、前項に規定された上限額の範囲で幼稚園又は幼稚園が指定する事業者等に対して、対象者が支払った対象費用の額（以下、「実費徴収額」という。）とする。

（認定申請等）

第6条 この要綱の規定における給付費の支給を受けようとする保護者（以下、「認定申請者」という。）は、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定申請書」（第1号様式。以下、「認定申請書」という。）を当該給付費の支給を受けようとする年度の4月末日まで（当該年度の5月以降に対象となる場合にあっては支給を受けようとする月の末日まで）に、在籍する幼稚園を通じて市長に提出しなければならない。

- 2 幼稚園長は、前項の認定申請書を受領したときは、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費申請者名簿」（第2号様式）より市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、幼稚園長より前項の報告を受けたときは、これを速やかに審査し、認定するものと決定したときは、認定申請者に対し「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定通知書」（第3号様式）を支給するものとする。また、認定しないものと決定したときは、認定申請者にその理由を付記した通知書を支給するものとする。
- 4 幼稚園長は、前項に規定する認定通知を受けたのち、対象園児が次の各号のいずれかに該当するときは、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費異動報告書」（第4号様式）により、市長に報告するものとする。
 - (1) 在籍幼稚園を退園したとき
 - (2) 氏名及び住所等の変更があったとき
 - (3) その他幼稚園長が報告を必要としたとき

（支給申請）

第7条 前条に規定する認定通知を受けた者（以下、「認定保護者」という。）が、給付費の支給を受けようとするときは、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費支給申請書」（第5号様式。以下、「支給申請書」という。）を在籍する幼稚園を通じて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請にあたっては、支給申請書に幼稚園長が徴収した費用のうち実費徴収額について証明するものとする。
- 3 前項に規定するほか、幼稚園が指定する事業者等に対して認定保護者が支払った費用がある場合は、支給申請書に領収書を添付するものとする。
- 4 支給申請書の申請期限は別表に定めるとおりとする。

（支給決定等）

第8条 市長は、前条に規定する支給申請があったときは、実費徴収額の内訳その他必要事項を確認のうえ、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費支給決定通知書」（第6号様式）により、認定保護者に対し通知するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、事由が発生した日をも

って認定を取り消すことができる。この場合、給付費の支給は事由が発生した日の属する月までとする。

(1) 第3条に規定する要件を欠いたとき

(2) 虚偽その他不正な手段により認定又は支給を受けたとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、「大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定取消通知書」(第7号様式)により、幼稚園を通じて保護者に通知するものとする。

(給付費の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により認定を取り消したときは、支給した給付費の全部又は一部を返還させることができる。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和6年8月14日より施行し、令和6年4月1日から適用する

附 則

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(別表)

区分	対象期間	申請期限
2月末日以前に退園する園児	認定開始月から当該年度の2月	退園日の属する月の翌月20日
2月末日以前に入園し、3月1日時点で在籍する園児	認定開始月から当該年度の3月	翌年度4月20日
3月1日以降に入園する園児	当該年度の3月	翌年度4月20日

第1号様式

(あて先) 大阪市長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定申請書

令和 年 月 日

住 所	〒		
フリガナ			
申請者名 (保護者)			
フリガナ			
園児名			
生年月日 (歳児)	令和 年 月 日 (歳児)		
園名 (入園年月)	大阪市立 幼稚園 (令和 年 月)		
支給認定証番号		認定区分	1号・2号

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費の対象者としての認定を申請します。
対象者となった場合には、下記の方法により支給してください。

(支給方法)

- 上記保護者名義の口座 (支給決定後に指定) に振り込み
- 幼稚園を通じて現金支払い

(個人情報について)

- 決定にあたっては、審査に必要な範囲で大阪市が保有する私の世帯の生活保護情報、税務情報等の公簿、または在籍幼稚園が有する在籍期間、保育料等の納付状況、学籍簿等を閲覧及び調査することに同意します。
- 本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、給付費額の算定、並びにその付帯業務のために大阪市が利用することに同意します。

第2号様式

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市立 幼稚園
園長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費申請者名簿

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費の申請者について次のとおり報告します。

	園児名	歳児	台帳番号	保護者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					

第3号様式

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定通知書

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費の対象として、次のとおり認定しましたので、通知します。

対象園児名	
認定開始日	令和 年 月 ~
支給上限額	1月あたり 2,800 円 (開始月から当該年度の在籍月までの月数を乗じた額)
備考	<input type="checkbox"/> 認定要件を満たさなくなったときや虚偽その他不正な手段により支給を受けたときは認定を取り消します。 <input type="checkbox"/> 給付費の支給後に取消し事由が判明したときは支給した給付費の全額又は一部を返還していただきます。

・お問い合わせ先

こども青少年局幼保企画課幼稚園運営企画グループ

電話 06-6208-8165

第4号様式

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市立 幼稚園
園長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費異動報告書

対象園児について異動がありましたので、報告します。

対象園児名 (台帳番号)	
変更内容 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 氏名 (認定保護者 ・ 園児) <input type="checkbox"/> 住所 (転居先: 区内 ・ 区) 【手続き不要】
	<input type="checkbox"/> 保護者 【再申請】
	<input type="checkbox"/> 住所 (市外転居: 市・町・村) <input type="checkbox"/> 在籍園 (令和 年 月退園) 【認定取消・支給申請】
	<input type="checkbox"/> その他

(あて先) 大阪市長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費支給申請書

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費について次のとおり支給申請します。

住 所	〒
申請者（認定保護者）名	
対象園児名（在籍園名）	（ 幼稚園）
対象期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
申請額 （内訳別紙のとおり）	円
支給方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金払 <input type="checkbox"/> 委任※
※令和 年 月 日より上記対象園児の保護者を変更し、令和 年 月 日付で認定を受けた 〃 に上記期間の支給申請および受領を委任します。	

振込先

<input type="checkbox"/> 学校徴収金の振替登録口座（確認することを承諾します） <input type="checkbox"/> 下記の指定口座			
ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行・信金 本店 信組・農協 支店・出張所		
金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号
口座名義人	フリガナ		
	漢字		

(申請額内訳)

①学校徴収金			
対象月	令和 年 月 ～ 令和 年 月 (ヶ月)		
幼稚園徴収額	@	×	ヶ月 = 円
	うち実費徴収額		円
上記のとおり徴収したことを証明する。			
大阪市立 幼稚園 園長 印			
②指定事業者等			
	支払月	支払額	事業者名 (購入品目等)
1			
2			
3			
4			
5			
計			
証拠書類○通のとおり (領収書・幼稚園連絡文書等)			

申請額	
A : 支払い額 (①+②)	B : 支給上限額
円	@2,800 × ヶ月 = 円
AかBいずれか低い方	円

第6号様式

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費について、次のとおり決定したので通知します。

対象園児名（在籍園名）	（ 幼稚園）
対象期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
支給決定額	円
支給方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金払

・お問い合わせ先

こども青少年局幼保企画課幼稚園運営企画グループ

電話 06-6208-8165

第7号様式

令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定取消通知書

令和 年 月 日付けで通知しました大阪市立幼稚園実費徴収補足給付費認定について、次のとおり取り消します。

対象園児名	
在籍園名	
取消日	
取消事由	

(注)

- ・お問い合わせ先
こども青少年局幼保企画課幼稚園運営企画グループ 電話 06-6208-8165
- ・備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。